

留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年夫婦・子育て世帯等の移住及び定住促進並びに空き家問題の解消を目指すとともに、人口減少の抑制及び地域経済の活性化を図るため、市内建設業者に発注して行う住宅の新築、改築又は中古住宅の購入に要した費用に対して、予算の範囲内で留萌市まちなか居住応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 居住の用に供する目的の住宅をいう。
- (2) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用する部分と居住の用に供する部分を併せ持つ住宅をいう。
- (3) 新築住宅 市内に存する個人住宅又は併用住宅で、建設工事が完了してから1年以内で、かつ、人の居住の用に供したことがなく、令和8年4月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしたものをいう。
- (4) 中古住宅 市内に存する個人住宅又は併用住宅で、建設工事が完了してから1年を超えているもの又は既に人の居住の用に供したことがあるもので、令和8年4月1日以降に所有権移転登記をしたものをいう。
- (5) 改築 同一敷地内の住宅を解体して、新たに住宅を建築するものをいう。
- (6) 市内建設業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、かつ、次条の規定による資格登録をしている者をいう。
- (7) 市内解体業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、建設業法第2条第3項に規定する解体業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体業者で、かつ、次条の規定による資格登録をしているものをいう。
- (8) 市内宅地建物取引業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受け、かつ、次条の規定による資格登録をしている者をいう。
- (9) 定住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本

台帳に記載され、かつ、本市を生活の拠点として将来にわたって継続して居住することをいう。

(10) 若年夫婦世帯 申請日時点において夫婦のいずれかが39歳以下の者である世帯をいう。

(11) 子育て世帯 申請日時点において中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯をいう。

(市内建設業者等の登録)

第3条 資格登録をしようとする者は、あらかじめ、事業資格登録申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、当該申込みをするまでに納期を迎える全ての市税について完納していることを証明する納税証明書を添付しなければならない。ただし、留萌市競争入札参加資格を有する者の登録は、この限りでない。

3 留萌市あんしん住宅改修支援助成金交付要綱、留萌市住宅省エネ改修等促進助成金交付要綱又は留萌市空き家対策総合支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づいて行われた登録については、他の要綱の規定にかかわらず、共通の様式による登録をもって、この要綱の規定による登録があったものとみなす。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成の対象となる住宅の所有者（共有の場合は、共有者のうち1人を助成対象者とする。）であり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 定住を目的として、主たる生活の拠点となる住宅を市内に取得する個人であること。

(2) 市内に住所を有する者又は当該年度までに市内に転入する者（以下「転入予定者」という。）であること。ただし、転入予定者の住民登録については、第14条に規定する完了の届出時まで市内に住所を有することで足りるものとする。

(3) 当該住宅に居住し、当該居住の日から起算して5年以上継続して居住する意思を有すること。

(4) 助成対象者及びその同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がないこと。

(5) 助成対象者が、この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

(6) 助成対象者及びその同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、留萌市あんしん住宅改修支援助成金交付要綱による耐震改修工事の規定により同一年度に助成金の交付を受けるときは、この要綱による助成対象者としなない。また、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱によるリフォーム工事、留萌市空き家対策総合支援助成金交付要綱におけるリノベーション工事、留萌市住宅省エネ改修等促進助成金交付要綱における断熱改修の規定により同一年度に助成金の交付を受けるときは、いずれか一つとする。

（助成対象住宅）

第5条 新築住宅の購入に係る助成金の交付対象となる住宅（以下「助成対象新築住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象者が所有する個人住宅又は併用住宅
- (2) 市内建設業者が施工した新築住宅で、改築においては、市内解体業者が解体したもの
- (3) 居住の用に供する部分の床面積が、50平方メートル以上の住宅
- (4) 転入予定者が所有する個人住宅又は併用住宅

2 中古住宅の購入に係る助成金の交付対象となる住宅（以下「助成対象中古住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象者が所有する土地付きの個人住宅又は併用住宅
- (2) 建築基準関係規定に適合しているもの
- (3) 市内宅地建物取引業者が仲介又は売主となる住宅
- (4) 助成対象者の3親等以内の親族以外の者が所有していた住宅
- (5) 居住の用に供する部分の床面積が、50平方メートル以上の住宅
- (6) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項の規定による耐震診断の結果、同条第2項の規定による耐震改修を要しないと認められたものを除き、当該耐震診断により必要とされた耐震改修工事が実施されていること。
- (7) 転入予定者が所有する土地付きの個人住宅又は併用住宅

（助成対象工事等）

第6条 助成の対象となる新築及び改築工事は、当該年度の初日以降に着工し、当該年度の末日までに完了する工事とする。中古住宅の購入については、当該年度

内に購入したものとする。ただし、災害やその他やむを得ない事由により、年度内の完成が困難であると市長が特に認めたときは、その限りではない。

（助成対象費用）

第7条 助成対象新築住宅の助成対象となる費用は、住宅の新築又は購入に要した費用（併用住宅については、居住の用に供する部分に要する費用に限る。）の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が1,000万円以上のものとし、改築においては、解体に要した費用の額が200万円以上のものとする。ただし、次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 土地購入に要した費用
- (2) 外構工事に要した費用
- (3) 仮住居等に要する費用
- (4) その他市長が定めるもの

2 助成対象中古住宅の助成対象となる費用は、個人住宅及び併用住宅の購入に要した費用（併用住宅については、居住の用に供する部分に要する費用に限る。）の額が500万円以上のものとする。ただし、次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 助成対象中古住宅が建築された土地以外の土地購入に要した費用
- (2) 外構工事に要した費用
- (3) 仮住居等に要する費用
- (4) その他市長が定めるもの

3 併用住宅の場合の助成対象金額は、原則として居住の用に供する部分の床面積を建築物全体の床面積の合計で除して得た数に当該工事の金額を乗じて得た金額とする。

（助成金の額）

第8条 助成対象新築住宅の助成金の基本額は、250万円とする。

2 改築においては、前項の金額に100万円を加算するものとする。

3 助成対象中古住宅の助成金の基本額は、個人住宅及び併用住宅の購入に要した費用（併用住宅については、居住の用に供する部分に要する費用に限る。）の額に0.1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を限度とする。

4 助成対象者が属する世帯が若年夫婦世帯の場合は、第1項又は前項の額に20万円を加算するものとする。

5 助成対象者が属する世帯が子育て世帯の場合は、第1項又は第3項の額に、そ

の世帯に属する中学生以下の子ども 1 人につき 20 万円を加算するものとする。

(助成金の交付申請)

第 9 条 助成対象新築住宅の助成金の交付を受けようとする者（以下「新築住宅申請者」という。）は、助成対象工事着工前に、留萌市まちなか居住応援助成金交付申請書（別記様式第 2 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅申請者及びその同一世帯に属する全員の市税等の滞納状況を調査することについての同意書（別記様式第 3 号）
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届の写し）
- (3) 助成対象工事の見積書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 助成対象住宅の図面、位置図
- (6) 着工前の写真
- (7) 世帯全員分の住民票
- (8) 新築住宅申請者が、申請書等の提出を市内建設業者に委任する場合は、委任状（別記様式第 4 号）
- (9) 新築住宅申請者が、転入予定者の場合は、転入予定確約書（別記様式第 5 号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 助成対象中古住宅の助成金の交付を受けようとする者（以下「中古住宅申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 中古住宅申請者及び世帯全員の住民票記載事項、住宅の所在・所有に関する事項及び市税等の滞納状況を調査することについての同意書（別記様式第 3 号）
- (2) 助成対象住宅に係る土地及び家屋の登記事項証明書の写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 助成対象住宅に係る代金の支払が完了したことを証明するもの
- (5) 助成対象住宅の図面、位置図及び写真
- (6) 世帯全員分の住民票
- (7) 中古住宅申請者が、申請書等の提出を市内宅地建物取引業者に委任する場合は、委任状（別記様式第 4 号）

- (8) 中古住宅申請者が、転入予定者の場合は、転入予定確約書(別記様式第5号)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の交付決定及び通知)

第10条 市長は、申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について、留萌市まちなか居住応援助成金交付決定通知書(別記様式第6号)又は留萌市まちなか居住応援助成金不交付決定通知書(別記様式第7号)により新築住宅申請者又は中古住宅申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第11条 前条の規定により、助成対象新築住宅助成金を受けることとなった者(以下「受給者」という。)は、工事費及び工事内容に変更が生じたときは、速やかに留萌市まちなか居住応援助成金変更申請書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象事項の変更を承認したときは、留萌市まちなか居住応援助成金交付変更承認通知書(別記様式第9号)により、承認しないときは、留萌市まちなか居住応援助成金交付変更不承認通知書(別記様式第10号)により受給者に通知するものとする。

(中止等の届出)

第12条 受給者は、決定を受けた工事を中止又は廃止しようとするときは、留萌市まちなか居住応援助成事業中止・廃止承認申請書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、留萌市まちなか居住応援助成事業中止・廃止承認通知書(別記様式第12号)により通知するものとする。

(着手の届出)

第13条 受給者は、住宅の新築工事又は改築工事に着手したときは、留萌市まちなか居住応援助成事業着手届(別記様式第13号)により、市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第14条 受給者は、住宅の新築工事又は改築工事が完了したときは、留萌市まちなか居住応援助成事業完了届(別記様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 当該助成対象工事に係る代金の支払が完了したことを証明するもの
- (2) 助成対象新築住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 建築基準法第7条第5項の規定による完了検査済証の写し(都市計画区域外

においては、完成時の写真)

(4) 完成時の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第15条 市長は、申請者から前条の届出があった場合は、速やかに当該事業の完了検査を実施し、当該報告書に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、留萌市まちなか居住応援助成金交付決定通知書（別記様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第16条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者又は第10条の規定により中古住宅の助成金交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、市長に対し、留萌市まちなか居住応援助成金請求書（別記様式第16号）により助成金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 助成金の交付を受けた日から5年を経過する前に、助成対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。

(4) その他市長が助成金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消したときは、留萌市まちなか居住応援助成金交付決定取消通知書（別記様式第17号）により通知するものとする。

(助成金の返還命令)

第18条 市長は、前条第1項の規定により助成金交付の決定を取り消された場合において既に助成金が交付されているときは、留萌市まちなか居住応援助成金返還命令通知書（別記様式第18号）により、市長が定める期限までに当該交付の決定を取り消された額の助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成金の返還免除)

第19条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(1) 決定者が死亡したとき。

- (2) 居住の日から起算して5年を経過する前に、災害、疾病その他やむを得ない事由により助成対象住宅に居住することができなくなったとき。
- (3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(書類の保管)

第20条 市長は、助成金の関係書類を整理し、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第3条関係）

事業資格登録申込書

年 月 日

留萌市長 様

留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第3条の規定により市内建設業者等の資格登録をしたいため、一切の不正を行わないことを確約し、申込みをします。

商号又は名称

代表者の氏名

印

所在地

電話番号

メールアドレス

施工可能な工事 (該当工事に○を付けてください。)	1. 建築一式工事	2. 屋根工事	3. 電気工事
	4. 管工事	5. 塗装工事	6. 内装工事
	7. 建具工事	8. 解体工事	9. 中古住宅の仲介・販売
	10. その他 ()		

(注) 1 留萌市税の納税証明書を添付すること。ただし、留萌市建設工事入札参加資格登録をしているものは除く。

2 印鑑は会社印ではなく、代表者印を使用すること。

別記様式第2号（第9条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金交付申請書

年 月 日

留萌市長 様

申請者住所

ふり 氏 名

印

電話番号

留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第9条の規定により次のとおり助成金の交付を受けたいので、一切の不正を行わないことを確約し、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請住所 留萌市
- 2 用途 ☐一戸建ての住宅 ☐併用住宅
- 3 面積 居住の用に供する部分 m²
- 4 事業資格登録業者
- 5 事業内容 ☐新築 ☐改築 ☐中古住宅購入
- 6 工事（購入）費用 円
- 7 事業予定期間 【着手】 年 月 日
【完了】 年 月 日

☐ 助成対象者及びその同一世帯に属する全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

☐ 助成対象者の3親等内の親族が所有していた中古住宅ではありません。

- （注）1 交付対象者の住民票記載事項、住宅の所在・所有に関する事項、及び第4条第1項第4号に掲げるものを調査することについての同意書（別記様式第3号）を添付すること。
- 2 改築の場合の登録事業者名は、解体事業者名も記載すること。
- 3 中古住宅購入の場合は、7事業予定期間の記載は不要。
- 4 工事（購入）費用は、消費税等を除いた金額を記載すること。
- 5 事業資格登録業者に提出を委任する場合は、委任状（別記様式第4号）を添付すること。

※転入を予定している者は、1に代えて転入予定確約書（別記様式第5号）を添付すること。

※市役所使用欄（こちらは記載しないでください）

受付日	年 月 日	受付番号	第 号
事前検査	年 月 日	検査員	印

別記様式第3号（第9条関係）

同 意 書

私は、留萌市まちなか居住応援助成金交付申請に当たって、下記の事項に関し、調査することに同意します。

記

- 1 住宅の所在及び所有に関する事項
- 2 市税の滞納に関する事項
- 3 介護保険料の滞納に関する事項
- 4 後期高齢者医療制度の保険料の滞納に関する事項
- 5 上水道使用料の滞納に関する事項
- 6 下水道使用料の滞納に関する事項
- 7 下水道受益者負担金の滞納に関する事項
- 8 市有地使用料（転貸地含む。）の滞納に関する事項

年 月 日

留萌市長 様

申請者住所

氏名

印

委任状

私は、下記の事業資格登録業者に、留萌市まちなか居住応援助成金交付申請に関する手続を委任します。

記

●事業資格登録業者

商号又は名称

代表者の氏名

⑥

年 月 日

留萌市長 様

申請者住所

氏名

⑥

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

転入予定確約書

私は、留萌市まちなか居住応援助成金交付申請書を提出した後、当該年度内に留萌市に転入し、転入後、この助成を受けて工事（購入）をする住宅に速やかに居住します。

記

転入予定先住所：

転入予定年月日：

年 月 日

留萌市長 様

申請者住所

氏名

㊞

留萌市まちなか居住応援助成金交付決定通知書

留萌市指令 第 号
年 月 日

様

留萌市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった助成金については、留萌市まちなか居住
応援助成交付要綱第10条の規定により助成金の交付を決定しましたので、通知し
ます。

記

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1 | 住宅の所在地 | 留萌市 |
| 2 | 住宅の所有者 | 住 所
氏 名 |
| 3 | 事業資格登録業者 | |
| 4 | 事業の内容 | |
| 5 | 工事（購入）費用 | 円 |
| 6 | 交付対象経費 | 円 |
| 7 | 助成金交付決定額 | 円 |
| 8 | 条件等 | |

（注）1 次のいずれかに該当した場合、助成金の交付の決定が取消しとなる場合があります。

- ① 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ② 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- ③ 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- ④ その他市長が助成金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

- 2 助成事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に承認の申請をしなければならない。
- 3 助成事業に着手したとき及び助成事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 中古購入の助成金の交付を受けようとする者は、速やかに留萌市まちなか居住応援助成金請求書（別記様式第16号）を提出すること。
- 5 本交付決定の効力は、令和8年4月1日から生じるものとする。

別記様式第7号（第10条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金不交付通知書

留萌市指令 第 号

年 月 日

様

留萌市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった助成事業については、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第10条の規定により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

別記様式第8号（第11条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金変更申請書

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日留萌市指令 第 号をもって助成金の交付決定を受けた内容
について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第11条第1項の規定により変
更したいので、申請します。

記

変更内容及び変更理由

※市役所使用欄（こちらは記載しないでください）

受 付 日	年 月 日	受付番号	第 号
事前検査	年 月 日	検査員	印

様

印

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更については、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第11条第2項の規定により承認とすることに決定しましたので、通知します。

なお、変更を承認した助成事業の内容は、次のとおりです。

記

- | | | | | | |
|---|--------------|------|---|---|---|
| 1 | 変更後の事業資格登録業者 | | | | |
| 2 | 変更後の事業内容 | | | | |
| 3 | 変更後の工事（購入）費用 | | | | 円 |
| 4 | 変更後の交付対象経費 | | | | 円 |
| 5 | 変更後の助成金交付決定額 | | | | 円 |
| 6 | 変更後の事業予定期間 | 【着手】 | 年 | 月 | 日 |
| | | 【完了】 | 年 | 月 | 日 |

別記様式第 10 号（第 11 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金交付変更不承認通知書

留萌市指令 第 号
年 月 日

様

留萌市長

⑨

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更については、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により不承認とすることに決定しましたので、通知します。

記

不承認の理由

別記様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金中止・廃止承認申請書

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日留萌市指令 第 号をもって助成金の交付決定を受けた内容
について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定によりそ
の事業を中止・廃止したいので、申請します。

記

中止・廃止の理由

別記様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金中止・廃止承認通知書

留萌市指令 第 号

年 月 日

様

留萌市長

印

年 月 日付けで申請のあった助成事業の中止・廃止については、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により承認することに決定しましたので、通知します。

別記様式第 13 号（第 13 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成事業着手届

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け留萌市指令 第 号をもって助成金の交付の決定を受けた内容について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 13 条の規定により着手したので、届け出します。

記

1 事業資格登録業者

2 工事の着手年月日 年 月 日

3 工事の完了予定年月日 年 月 日

別記様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成事業完了届

年 月 日

留萌市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け留萌市指令 第 号をもって助成金の交付の決定を受けた内容について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 1 4 条の規定により完了したので、届け出します。

記

1 交付決定年月日

2 交付番号

3 改修工事の着手年月日 年 月 日

4 改修工事の完了年月日 年 月 日

（注）1 工事の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影した写真を添付すること。

2 代金の支払いが完了したことを証明するものを添付すること。

3 その他市長が必要と認める書類を添付すること。

※市役所使用欄（こちらは記載しないでください）

受 付 日	年 月 日	受付番号	第 号
完了検査	年 月 日	検査員	印

別記様式第15号（第15条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金確定通知書

留萌市指令 第 号

年 月 日

様

留萌市長

印

年 月 日提出のあった留萌市まちなか居住応援助成事業完了届に基づき検査を行った結果、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第15条の規定により助成金の額を確定しましたので、通知します。

記

1 助成金交付確定額 円

2 助成金交付時期 年 月 日 頃

留萌市長 様

年 月 日留萌市指令 第 号をもって助成金の交付決定（確定）通知を受けた助成事業に係る助成金について、請求します。

記

1 助 成 金 額 円

2 振込先銀行等の名称

[illegible]

別記様式第 17 号（第 17 条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金交付決定取消通知書

留萌市指令 第 号

年 月 日

様

留萌市長

㊞

年 月 日留萌市指令 第 号をもって助成金の交付を決定した（額の確定をした）助成事業について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により当該決定の全部又は一部を取り消したので、通知します。

記

1 助成金交付金（確定）額 円

2 全部又は一部取消し後の助成金交付（確定）額
円

3 取消しの理由

別記様式第18号（第18条関係）

留萌市まちなか居住応援助成金返還命令通知書

留萌市指令 第 号

年 月 日

様

留萌市長

㊟

年 月 日に交付した助成事業に係る助成金について、留萌市まちなか居住応援助成金交付要綱第18条の規定により助成金の返還を命じます。

記

1 返還の理由

2 交付済みの助成金の額 円

3 返還すべき助成金の額 円

4 返還金の支払期限 年 月 日

（注）1 返還金は、納入通知書により支払期限までに返還すること。

2 返還金を支払期限までに納付しないときは、支払期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、留萌市債権管理条例（平成21年留萌市条例第14号）第5条の規定による率を乗じて計算した延滞金を徴収する。